

助成対象者本人であることを証明する書類

	書類名(様式)	提出形態	注意事項
法人等	本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送提出(写し) ・メール提出(PDF/写真) 	<p>【中小企業者/中小企業団体】</p> <p>①印鑑証明書(発行後3箇月以内)</p> <p>②登記事項証明書 履歴事項全部証明書 現在事項証明書</p> <p>いずれか一つ (発行後3箇月以内。ただし、低濃度PCB助成金(国)へ提出したもので可・オンライン取得不可)</p> <p>※資本金の額及び代表者名が記載されていること ※中小企業者のうち、資本金の額が規定を超えている場合は、下記の従業員数が確認できる書類を一つ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働保険概算保険料申告書(控え) ・法人税確定申告書添付書類(法人事業概況説明書)など <p>*公的機関の受領印があること。無ければ、記載された金額を支払った領収書を併せて提出してください。</p> <p>【会社以外の法人】</p> <p>①印鑑証明書(発行後3箇月以内)</p> <p>②登記事項証明書 履歴事項全部証明書 現在事項証明書</p> <p>いずれか一つ (発行後3箇月以内。ただし、低濃度PCB助成金(国)へ提出したもので可・オンライン取得不可)</p> <p>③従業員数を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働保険概算保険料申告書(控え) ・法人税確定申告書添付書類(法人事業概況説明書)など <p>*表(P3)に定めた従業員数が確認できること *公的機関の受領印があること。無ければ、記載された金額を支払った領収書を併せて提出してください。</p>
個人	本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送提出(写し) ・メール提出(PDF/写真) 	<p>【個人】</p> <p>次のうちいずれか一つ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・マイナンバーカード(表面) ※マイナンバー(個人番号)の記載がある裏面は提出しないでください。 ・外国人登録証明書 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・印鑑証明書(発行後3箇月以内) ※有効期限内のものであること。 ※記載内容がはっきりと確認でき、現住所・氏名の記載があるもの。 ※氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写し。 ※住所の記載がない場合は、住所が確認できる書類を併せて提出すること。 ※日本で発行されたものであること。 <p>【マンション等管理組合】※マンション管理組合法人を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理組合同約 ・総会議事録(代表者が選任されたことが分かるもの)

<低濃度PCB助成金(国)の交付を受けた場合>

「登記事項証明書」「履歴事項全部証明書」「現在事項証明書」「従業員数を確認できる書類」については、低濃度PCB助成金(国)に提出したもので可としています。